
種別 : 個人
 法人名 : ZEC00 パートナーズ株式会社
 役職 : 公認会計士
 氏名 : 岩田 悦之

問題の背景

今回の権利確定条件付有償新株予約権の会計処理を検討するにあたり、有利発行条件の判断のために行われている有償の権利確定条件付新株予約権の公正価値評価上の問題を考慮に入れるべきであると思います。

例として、2017年1月に発行された権利確定条件付有償新株予約権価値評価結果と単純に権利確定条件がなかった場合の評価（BS式による評価並びに適用指針14）を以下に比較してみました。

ある例では、99%以上のディスカウントが行われています。

現在の有利発行条件における公正価値評価の情報開示においては、基礎数値の開示も十分に行われていないこともありますので、Aの例の算定には、常識的な範囲での仮定も入っております。

（単位：円）

	A	C	D	E
通常の新株予約権価値 (BS式による評価)	1,602	130	15,183	720
譲渡制限によるディスカウント	327	32	-553	205
譲渡制限考慮後 新株予約権価値 (BS式・行使期間中間点 による評価)	1,274	98	15,735	515
有償予約権価値 (発行事例の算定結果)	6	45	38	41
権利確定条件による ディスカウント推定額	1,268	53	15,697	474
権利確定条件によるディスカウント /譲渡制限考慮後予約権価値	99.5%	54.2%	99.8%	92.0%

この価値評価の結果（中段の発行事例の算定結果）では、算定人独自の仮定・価格算定モデルを使用し、「ブラックボックス」となっており、評価の透明性が確保されておりません。

これらの権利確定付有償新株予約権には、利益上昇等の業績基準が付されています。

このような条件が、公正価値を計算する価格算定モデル（株価との相関・利益のランダムウォークの仮定など）にどのように組み込まれているか、まったくもって不透明であり、公正価値の検証可能性そのものが確保されておりません。価格算定モデルが不透明であることは、会計監査にも影響を与えるものと思われまます。

したがって、

算定人の公正価値評価自体の透明性を確保すること。

有利発行条件で規定する公正価値・算定人の計算結果の公正価値、そして会計基準上定める公正価値との整合性を確保する。

上記2点の必要性が喫緊であると考えます。

僭越ながら、上記のような評価上の問題を踏まえて、公開草案52号について、以下「質問2の会計処理」についてコメントいたします

・1.5(3)の「公正な評価額から払込額を差し引いた金額」を費用計上という表現を（公正な評価単価 払込金額相当の評価単価）×（見積りストックオプション数）を明記する必要があると思います。払込金額 = 予約権単価 × 付与数 公正価値評価単価 × 見積りストックオプション数の関係にあるため、これまで、有利発行条件の評価において、前者の予約権単価のみ開示していたものが、公正価値評価において、評価単価と見積りストックオプション数も明らかにすることによって、評価の不透明な問題は幾分軽減されることが考えます。

・1.5(2)において、業績条件のうち、「明らかに価格算定モデルに組み込むことができる」株式市場条件は、公正な評価単価として考慮するものとしたほうがよいと考えます。（これについてはストックオプション会計基準にも影響するかもしれませんが。）これは、IFRS第2号にも規定されておりますが、想定される価格算定モデルの要素を限定する点で重要な項目であると思います。有償新株予約権の評価においては、特に価格算定モデル（評価単価）の透明化が必須であると考えます。

2点付け加えさせていただきたいと存じます。

前回お送りした以下の各事例の公正な評価単価（図表1）は通常の価値に比べて大きくディスカウントしています。その評価の差異となる条件は図表2に示したことが要因となることをお伝えいたしました。算定人の公正評価単価には業績基準が組み入れられている一方、会計基準上の公正評価単価は考慮しないことになっているかと存じます（ストックオプション基準の6）。

それは、「失効の見込みについてはストックオプション数に反映させるため、公正な評価単価の算定上は考慮しない。」としており、結論の背景については、「勤務条件や業績条件が達成されないことによる失効数である。」とし、間接的に勤務条件や業績条件を公正価値評価に考慮しないとしているからです。

以上より、会計基準上の公正価値評価単価の取り扱いを明確にすべきだと考えます。

そのため、1点目として、会計基準上の公正な評価単価に「勤務条件や業績条件を考慮しない」という点を明確に示すべきだと考えます。

また、ストックオプション会計基準結論の背景では51に「業績条件の中には株価を条件とするもののように、一般に権利不確定による失効数を見積もることが困難なものが含まれている。」という記述がございますが、むしろIFRS第2号の結論の背景のBC184の記述では、「株式市場条件はオプション価格決定モデルに盛り込むことができる」としています。

よって、2点目として会計基準上の公正な評価単価には、業績条件のうち株式市場条件は考慮すべきであると明確に示すべきだと考えます。

以上2点についてもご検討いただけますと幸いです。

よろしくお願いいたします。

図表1 有償ストックオプション評価事例

(単位：円)

	A	C	D	E
通常の新株予約権価値 (BS式による評価)	1,602	130	15,183	720
譲渡制限によるディスカウント	327	32	-553	205
譲渡制限考慮後 新株予約権価値 (BS式・行使期間中間点 による評価)	1,274	98	15,735	515
有償予約権価値 (発行事例の算定結果)	6	45	38	41
権利確定条件による ディスカウント推定額	1,268	53	15,697	474
権利確定条件によるディスカウント /譲渡制限考慮後予約権価値	99.5%	54.2%	99.8%	92.0%

期日	2017/1/30	2017/1/16	2017/2/24	2017/2/9	2017/2/15
制約条件	A	B	C	D	E
1 採算利益	あり	あり	あり	あり	あり
2 権利確定条件(対称)	(1) 2018年11月期から2020年11月期までのうちいずれかの期における経常利益が1億円を超過した場合: 50% (2) 2021年11月期から2023年11月期のいずれかの期における経常利益が10億円を超過した場合: 100%	2017年9月期・2020年9月期までのいずれかの期において当社の経常利益が下記に掲げる金額を超過した場合 12億円超: 10% 15億円超: 50% 20億円超: 100%	(1) 2017年12月期から2019年12月期の営業利益の合計額が21億円を超過した場合のみ行役可能。 (2) 2017年12月期から2019年12月期のいずれかの期の営業利益が1億円を下回った場合、一切の本新株予約権は行役できない	2019年3月期の経常利益が200億円を超過した場合のみ	2017年12月期の連結子会社XXの個別損益計算書において、各四半期(3-3.4-6.7-9.10-12)のいずれかで過期ベースで1,000百万円以上営業利益300百万円以上の増加分が認められる数値(四半期ベースで売上高200百万円及び営業利益75百万円以上)となった場合において行役できる
3 取得事由1					本新株予約権の期日以降、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨を決めたときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知または公告を当該取得日の5営業日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、無償で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部または一部を取得することができる。(転換については不明確)
取得事由2	会社が消滅したり、行役不可能な場合には無償取得済みあり	会社が消滅したり、行役不可能な場合には無償取得済みあり	会社が消滅したり、行役不可能な場合には無償取得済みあり	会社が消滅した場合には無償取得済みあり	